

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体との関係を排除し、不当要求に対しては毅然とした態度で企業をあげて対抗するため、ここにその基本方針を定める。

- (1) この基本方針の適用範囲は当社とする。
- (2) 所管部署をコンプライアンス部とし、コンプライアンス部責任者は、反社会的勢力に関する情報収集・管理、不当要求等への対処等について統括する。
- (3) 反社会的勢力排除の体制の強化のため、警察、弁護士等の外部専門機関と随時連携する。
- (4) 役職員の職務遂行上の社外との取引および日常の行動において、反社会的勢力からの不当要求に至らしめることがないよう、平素より社内教育、情報共有に努める。
- (5) 万一、反社会的勢力や団体による不当要求があった場合は、警察、弁護士等の外部専門機関への連絡・相談し、顧問を加えて対応策を検討する。

平成 31 年 2 月 19 日